

# 四月分から保険料が変わります

## 国民健康保険

四月から国民健康保険料がこれまでと比較して約二〇%上がります。「なぜ保険料が上がるか」ということについて、納付していただく被保険者の皆さんに国保の現況を知っていただき協力を得たいと思います。

国民健康保険はご存じのように独立会計でまかっています。つまり、被保険者から納めていただく保険料と国や県の支出金それに前からの繰出金が財源となっており、これによってまかっているのですが、支出総額の九〇%を占める医療給付の支払いが年々大きく上昇しているため、入と歳出のバランスを保つために保険料の改正を行なったものです。

医療支払いが年々上昇している理由としては、医療給付内容の改善と医薬品の引き上げ、および医療機関の充実による受診率（医師にかかる割合）の上昇による増加が主な原因となっています。また、これは来年度一月一日から実施される世帯員七割給付による増加も見込まれています。

ちなみに、日光市の受診率を県内でみると県平均を大きく上回っており、第二位の高率で、一人あたりの医療給付支払額は県内最高となっています。これとは逆に、被保険者の加入状況は若い

### 保険料の滞納整理に

#### ご協力ください

昭和四十一年度の出納閉鎖は四月三十日です。係では今月を滞納一掃期間として整理を強力に行なうことになりましたので滞納されている方はいろいろごうかがいをお願いいたしますが、強制処分などを

人所得のある階層は社会保険加入または勤務の関係による転

### 戦没者等の遺族に対する

#### 特別弔慰金

#### 支給範囲ひろがる

このほど支給法が改正になり特別弔慰金の支給範囲が、つぎのように拡大されましたので、該当される遺族の方は福祉事務所福祉係へ申請手続きをしてください。

なお、支給資格があっても昭和四十四年六月三十日までに請求しないと時効になります。

#### 改正前の支給範囲

- ①昭和二十七年四月一日制定の援護法による弔慰金受給権者
- ②昭和四十年四月一日現在で扶助料、年金などを受けていない者
- ③弔慰金受給権者が死亡した場合戦没者の子にかぎり支給できた

出などで年々減少しています。さて、そこでこの時の医療給付費についてみると、昨年初の予算に比べて約一、四〇〇万円増の六、三四二万円が見込まれ、その他事務費などを合わせると総額で七、一七四万円の支出が見込まれています。この財源としては国庫支出金が三、六四六万円、その他が一〇万円、これに現行の保険料を加算しても、なお不足が生ずるため、支

出と収入のバランスを保つ最低限度の必要額に見合うだけ保険料を上げさせ、三、五一六万円の保険料を見込んだものです。

### 保険料の納付

保険料の納入は昨年と同じで四月から七月までの四か月間は前年度の保険料を基礎に二〇%増による算定した保険料を納め

#### 改正後の支給範囲

このほど旧金鶏勳章年金受給者に関する特別措置法が施行され、日清戦争から満州事変までの武功により金鶏勳章を受け、昭和二十年末まで金鶏勳章年金を受給していた方に一時金十万円が支給されることになりましたので、該当する方は福祉事務所へ請求手続きをしてください。

なお、支那事変の武功による金鶏勳章を受けた方は該当しません。その他、昭和二十一年以後、昭和三十八年三月三十一日までの間、三年を越える懲役または禁固以上の刑に処せられた方も該当しません。

なお、該当者が一時金を請求しないで死亡したときは相続人が請求できます。

くわしく知りたい方は福祉事務所福祉係へ問い合わせください。

一時金 10 万円

### 旧金鶏勳章年金受給者に

これまで①のとは同じで、②の項が①のように変わりました。

③弔慰金受給権者が死亡した場合戦没者の子がなくても、昭和四十年四月一日現在で扶助料

ていただき、市民税、所得税割が確定されたい、それを基礎に計算し八月にこの時の保険料がまわります。したがって、八月以降の納付月において七月分までの保険料が調整されるわけです。

なお、市民税と資産税が課税されない世帯は均等割額一人あたり月九〇円と世帯平等割額一世帯あたり月三三〇円だけで、八月以降も変わりありません。

年金を受けていない戦没者と生計関係のあった父母、祖母、兄弟、姉妹、孫までの遺族があるときはそのうちの先順位者が受給できるようにしました。

### 町と相談



どんな問題でも結構です。ひとりで悩まずお気軽においでください。

(今月の日程)

四月十四日 公会堂内公民館

二十一日 同じ会場

四月二十一日の相談日に人権相談を合わせて行ないます。

主催 日光市民生委員協議会